「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則

（目的）

第 1 条　この細則は、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（情報提供に係る対象除外顧客）

第 2 条　規則第３条第１項に規定する細則で定める者は、別表１に掲げる者とする。

（貸付型ファンドに係る情報提供）

第 3 条　規則第３条第２項に規定する細則に定める情報は、別表２に定める項目の区分に応じ、同表に定める情報とする。

２　正会員が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う主として金銭の貸付けを出資対象事業とする金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利（以下「貸付型ファンド」という。）において、別表３に定める項目に該当する場合には、その区分に応じ、同表に定める情報を前項の情報に加える。

（審査項目）

第 4 条　規則第 19 条に規定する審査項目の細目は、それぞれ、各号に掲げるとおりとする。

(1)　組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であって、金商法第２条第２項第５号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であって、これらの権利に類するものを含む。以下「ファンド」という。）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であって、金商法第２条第２項第３号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む。）

イ）　事業等の実在性

・　発行者の実在性

・　事業等に係る業務遂行の実現可能性

ロ）　資金調達者としての適格性

・　事業等の適法性及び社会性

・　発行者（発行者が特別目的会社の場合、当該発行者から事業等の運営を委託された者）の法令遵守やリスク管理等に対する意識

・　反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組み及びその運用状況

ハ）　財政状態及び経営成績

・　財政状態及び資金繰りの状況

・ 財政状態及び経営成績の変動理由の分析

ニ） 事業等の計画及びその見通し

・ 事業計画の策定根拠の妥当性

・ 事業等を巡る経営、市場環境

・ 利益計画とその進捗状況

ホ） 事業等のリスクに関する検討

・ 事業等のリスクについての分析と評価

ヘ） 調達資金の額、その使途

・ 調達する資金の調達額及びその使途の妥当性（事業計画との整合性）

ト） 発行者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況

・ 出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況

チ） 経理の状況（分別管理の状況を含む。）

・ 経理処理の適正性

・ 帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況

・ 会計専門家（公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税理士法人等）からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況

リ） 過去１年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況

・ 資金調達の額及びその使途の状況

・ 事業計画との整合性

・ 運用財産の分別管理の適切性

ヌ） 適切な情報提供を行う体制

・ 情報提供への適応力

・ 事業等のリスクに関する情報提供の妥当性

・ 内部統制の整備及び運用の状況（外部監査が行われる場合に限る。）

ル） その他必要と認める事項

・ 貸付事業等権利に係る事業者と当該事業者が貸付事業等において金銭を貸付け又は貸付債権を取得する相手方との利害関係の状況

(2) 信託の受益権（外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む。）

イ） 事業等の実在性（法令による許認可を受けて信託業を営む者が受託者となる場合を除く。）

・ 信託財産（組入予定のものを含む。以下同じ。）の実在性

・ 信託財産の運用に係る実現可能性

ロ） 資金調達の適格性

・ 信託財産の運用に係る適法性及び社会性

・ 受託者（管理型信託においては指図権者）の法令遵守やリスク管理等に対する意識

・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力と

の関係排除への仕組みとその運用状況

ハ） 運用のリスクに関する検討

・ 運用のリスクについての分析と評価

ニ） 調達資金の額、その使途

・ 調達する資金の調達額及びその使途の妥当性（事業計画との整合性）

ホ） 発行者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況

・ 出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況

ヘ） 経理の状況（分別管理の状況を含む。）

・ 経理処理の適正性

・ 帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況

・ 会計専門家（公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税理士法人等）からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況

ト） 過去１年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況

・ 資金調達の額及びその使途の状況

・ 事業計画との整合性

・ 信託財産の分別管理の適切性

チ） 信託財産と運用方針との適合状況

・ 運用方針

・ 信託財産の内容

・ 取得価格及び取得の経緯

リ） 事業等の収益の見通し

・ 財政状態及び経営成績

・ 利益計画の策定根拠の妥当性

・ 成長性、安定性

ヌ） 適切な情報提供を行う体制

・ 情報提供への適応力

・ 信託財産、運用のリスク等に関する情報提供の妥当性

ル） その他必要と認める事項

（発行者からの情報提供等）

第 5 条　規則第 24 条第４項に規定する細則に定める場合は、以下の各号に該当する場合をいう。

(1) 信用格付業者（金商法第２条第 36 項に定める信用格付業者をいう。）又はその特定関係法人（金商業等府令第 116 条の３第２項に定める特定関係法人をいう。）において、投資適格以上の信用格付（同法第２条第 34 項に規定する信用格付をいう。）を取得した場合

(2) 信託銀行又は信託会社（管理型信託会社を除く。）が受託者となり、信用格付業者又はその特定関係法人において投資適格以上の信用格付を取得したもののみを対象とす

る運用を行う場合

（モニタリングの適用除外）

第 6 条　規則第 25 条第５項に規定する細則に定める場合は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等として取り扱う有価証券が以下の各号に該当する場合をいう。

(1)　事業型ファンド（主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第２条の９第１項第１号及び第２号に規定する出資を除く。）以外を出資対象事業とするファンドをいう。）以外である場合

(2)　商品ファンド（出資対象事業が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第２条第５項に定める商品投資契約に基づき行われるもの）である場合

(3)　不動産ファンド（出資対象事業が、不動産特定共同事業法第２条第３項に定める不動産特定共同事業契約に基づき行われるものをいう。）である場合

(4) 前２号と同一の出資対象事業を外国で行う場合であって、外国の法令の規定により当該外国において同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けているものである場合

(5)　別表１に掲げる者のみを顧客とする場合（当該顧客以外への譲渡が禁止されたものに限る。）

（株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限）

第 6 条の２　規則第 25 条の６第１項に規定する算定方法は、次に掲げる額を合算する方法とする。

(1)　当該ファンドの募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを開始する日前一年以内に投資対象となる非上場株式等の発行者が同一となるファンド（株主一元化クラウドファンディング業務として行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額

(2)　当該ファンドの募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いと申込期間の重複する投資対象となる非上場株式等の発行者が同一となるファンド（株主一元化クラウドファンディング業務として行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額

２　規則第 25 条の６第２項に規定する算定方法は、株主一元化ファンドに対する個別払込額に、当該ファンドの払込みが行われた日前一年以内に応募又は払込みを行った株主一元化ファンド（投資対象となる非上場株式等の発行者が同一のものに限る。）に対する個別払込額を合算する方法とする。

（本協会への報告等）

第 7 条　規則第 26 条の規定により、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等、株主一元化クラウドファンディング業務を行う正会員及び電子募集会員は、所定の様式により半期ごとに取りまとめ、本協会に報告しなければならない。

２　本協会は、前項の規定により正会員及び電子募集会員から報告を受けた内容を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

付則（平成 27 年５月 26 日）

この細則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第１条本文に規定する日（平成 27 年５月 29 日）から施行する。

付　則（令和２年 12 月 17 日）

この改正は、令和３年１月１日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

旧第３条及び旧第４条を削り、旧第５条を第３条に繰り上げ、改正。

付　則（令和６年 10 月 25 日）

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第１条本文に定める施行の日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 標題及び第１条を改正。

(2) 第２条及び第３条を新設。

(3) 旧第２条を２条繰り下げ第４条とし、同条第１号イ)及び第２号イ）を新設し、旧第１号イ）からヌ）及び旧第２号イ）からヌ）をそれぞれ繰り下げ、第１号ロ）からル）及び第２号ロ）からル）とし、第１号ロ）及びニ)、ホ)、ト）からル)、第２号ロ）及びハ)、ホ）からヌ）を改正。

(4) 第５条及び第６条を新設。

(5) 旧第３条を繰り下げ第７条とし、見出し及び第１項を改正。

(6) 別表１から３を新設。

(7) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第１条本文に定める施行の日」は令和６年 11 月１日。

付　則（令和７年３月 17 日）

この改正は、令和７年３月 19 日から施行する。

（別表１）第２条及び第６条第５号に掲げる者

内容
①　適格機関投資家 ②　国 ③　日本銀行 ④　地方公共団体 ⑤　金融商品取引業者（①に該当する者を除く。） ⑥　ファンド資産運用等業者等（施行令第 17 条の 12 第１項第５号に定める者をいう。） ⑦　金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ⑧　資本金の額が 5000 万円以上である法人 ⑨　純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が 5000 万円以上である法人 ⑩　特殊法人、独立行政法人 ⑪　特定目的会社（資産の流動化に関する法律第２条第３項に定める社団をいう。） ⑫　企業年金基金であって、投資性金融資産（金商業等府令第 62 条第２号イからトまでに掲げるものに限る。以下同じ。）の合計額が 100 億円以上である企業年金基金、同府令第 233 条の２第４項第２号に規定する存続厚生年金基金、同項第３号に規定する外国の年金基金 ⑬　外国法人 ⑭　投資性金融資産１億円以上であると見込まれる個人で、有価証券又はデリバティブ取引の経験が１年を経過している者 ⑮　投資性金融資産１億円以上の法人及び業務執行組合員等（金商業等府令第 233 条の２第３項第２号で定める業務執行組合員等をいう。）として投資性金融資産１億円以上である法人又は個人 ⑯　その社員総会における議決権の総数の４分の１以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の４分の１以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業をいう。）とするもの ⑰　金商業等府令第 88 条第１項に規定する外国出資対象事業持分の発行者（当該権利を有する者が適格機関投資家、出資対象事業持分の発行者、施行令第 17 条の 12 第１項第１号から第 14 号までに掲げる者又は金商業等府令第 233 条の２第４項第１号から第６号若しくは第８号に掲げる者である場合に限る。） ⑱　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の日における総収入金額に占める特定資産（金商業等府令第 233 条の２第４項第６号ロに規定する特定資産をいう。以下⑲において同じ。）の運用収入の合計額の割合が 100 分の 70 以上であると見込まれる会社であって、⑭に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの ⑲　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度における総収入金額

に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が 100 分の 75 以上であると見込まれる会社であって、⑫、⑮から⑱に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの

⑳　上記①、⑦、⑬の親会社等（金商業等府令第 16 条の５の２第１号に定める親会社等をいう。以下同じ。）若しくは子会社等（同号に定める子会社等をいう。以下同じ。）又は当該親会社等の子会社

㉑　発行者又は運営者（発行者から出資対象事業に係る全部又は主要な業務の委託を受けた者をいい、貸付型ファンドにおいては、全部又は主要な貸付先が貸金業法施行令第１条の２第６号イからハまでのいずれかに掲げる会社等であるときは、その者を含む。以下本表において同じ。）

㉒　発行者又は運営者の役員又は使用人

㉓　発行者又は運営者の親会社等若しくは子会社等又は当該親会社等の子会社等

㉔　発行者又は運営者の業務委託先（出資対象事業に係る業務委託先に限る。）

（別表２）第３条第１項に規定する投資者に提供すべき貸付先等の情報

項目	提供すべき情報
１．出資対象事業における金銭の貸付けの相手方（以下「貸付先」という。）が決定されている場合（下記３の場合を除く。）	① 貸付先の商号又は名称及び所在地（貸付先が個人の場合はこれらの情報に代えて、個人である旨。貸付先が法人の場合であって、これらの情報を顧客に提供できない場合にはその理由）、業種、事業内容 ② 貸付条件 ③ 貸付先の資金使途 ④ 財務状況（貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。）又は財務情報（総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営又は財務指標をいう。） ⑤ 担保情報（担保の有無、担保がある場合には、その種類及び評価額、評価方法）その他の回収可能性に影響を生じる情報 ⑥ 発行者の審査態勢 ⑦ 発行者における貸付債権の管理及び回収に係る方針並びにこれらの態勢 ⑧ 出資対象事業の運用期間中に貸付先を変更する可能性がある場合には、貸付方針及び貸付審査基準に掲げる事項
２．貸付先が決定されていない場合	① 貸付方針 ② 貸付審査基準 ③ 発行者の審査態勢 ④ 発行者における貸付債権の管理及び回収に係る方針並びにこれらの態勢
３．反復継続して多数の貸付先への貸付けが予定されている場合（一の貸付先にリスクが傾斜しないためのリスク分散措置が講じられているものに限る。）	① 貸付方針 ② 貸付審査基準 ③ 発行者の審査態勢 ④ 発行者における貸付債権の管理及び回収に係る方針並びにこれらの態勢

（別表３）第３条第２項に規定する一定の事由に該当する場合に投資者に提供すべき情報

項目	提供すべき情報
１．貸付先が発行者と利害関係がある場合	(1) 貸付先が発行者の関係会社（貸金業法施行令第１条の２に定める他の会社等をいう。以下本表において同じ。）である場合、以下の情報 ① 貸付先の代表者の氏名 ② 発行者と貸付先の人的又は資本関係 ③ 関係会社の財務状況又は財務情報 (2) 貸付先が発行者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいい、貸付先への貸付判断に影響を与え得る者に限る。以下、本表において同じ。）又は当該役員の親族（配偶者及び２親等以内の血族に限る。以下同じ。）が貸付先の役員である場合、当該関係
２．貸付先から再貸付けが予定されている場合	貸付先の資金調達の目的及び計画、資金使途その他正会員又は電子募集会員が規則第 19 条に基づく審査により取得した情報に照らして、当該貸付先から金銭の貸付けを受ける特定の者（その者から貸付け（二以上の段階にわたる貸付を含む。）を受ける者を含む。以下「最終貸付先」という。）があらかじめ予定されている場合、以下の情報 ① 最終貸付先に係る別表２の１．①から⑤の情報 ② 当該貸付先（二以上の段階にわたる貸付が行われる場合には、最終貸付先までに貸付けを受ける者を含む。）を介在させる理由 ③ 最終貸付先（二以上の段階にわたる貸付が行われる場合には、当該貸付先から最終貸付先までに貸付けを受ける者を含む。）が発行者と上記１の関係がある場合には、同 (1)又は(2)の情報
３．貸付先が資金調達を図る者のための特別目的会社である場合	貸付先（上記２に該当する場合には最終貸付先）が、出資対象事業の貸付けを通じて特定の者の資金調達を図る目的のために設立された特別目的会社である場合、当該特別目的会社との取引（金銭の貸付けを除く。）を通じて実質的な資金調達を行う者に関する以下の情報 ① 商号又は名称及び所在地

	② 取引条件 ③ 資金使途 ④ 財務状況又は財務情報 ⑤ 担保情報その他の回収可能性に影響を生じる情報 ⑥ 当該貸付先を介在させる理由
４．貸付先の資金使途が借換え目的である場合	貸付先の資金使途が、他の貸付債権の返済（以下本項において「借換え」という。）である場合、以下の情報 ① 当該貸付先の資金調達の目的が借換えである旨 ② 発行者が判断した当該貸付先に対する回収可能性の概要
５．ファンドによる貸付金の返済に際し、借換えが予定されている場合	貸付先の返済計画上、ファンドによる貸付金の返済に際し、他の借り入れによる返済（以下本項において「借換え」という。）が予定される場合、以下の情報 ① 当該貸付先の返済に際し借換えが想定される旨 ② 借換えが生じる場合に予定される資金調達方法 ③ 当該貸付先の借換えが行わなかった場合に返済の遅延又は困難となるおそれがある場合には、その旨
６．過去に発行したファンドにおいて、貸付先の返済遅延又は返済不能が生じている場合	発行者が過去５年内に発行した貸付型ファンドにおいて、貸付先の返済遅延又は返済不能を原因として当該権利の出資者に損失を生じている場合、以下の情報 ① 当該発行者の過去の貸付型ファンドにおいて、出資者に損失を与える返済遅延又は返済不能が生じた旨及びその状況の概要 ② 正会員又は電子募集会員において当該発行者の新たな貸付型ファンドの取得勧誘を行うことを適当と判断した理由